

青の煌めきあおもり国スポ六戸町自主警備業務 実施計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第80回国民スポーツ大会市町村警備・消防防災業務推進指針に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」(以下「国スポ」という。)競技会の開催に伴う自主警備体制および自主警備活動要領について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止および発生時における速やかな事態の収拾を図り、選手・監督・国スポ役員・一般観覧者等(以下「国スポ参加者」という。)の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

(実施機関)

第2条 六戸町が設置する実施本部(以下「実施本部」という。)は、警察、消防、六戸町防災担当部局、自衛消防組織および委託警備会社等(以下「自主警備関係機関」という。)の協力を得て、自主警備業務を実施する。

(自主警備業務)

第3条 この計画における自主警備業務は、次のとおりとする。

- (1)別に定める会場管理運営要綱および国スポ競技会一般観覧者入場券申込約款並びに施設管理者が規定する規則等に基づく会場管理
- (2)入退場者管理(入場者数管理、手荷物検査、持込禁止物一時預かり等)
- (3)巡視活動による不審者および不審物件の発見と適切な初期対応
- (4)国スポ競技会の円滑な運営を妨害する者および行為に対する的確な対応
- (5)交通誘導、車両対策、案内等の通行管理
- (6)国スポ競技会の円滑な運営を行うための各種情報収集および伝達
- (7)会場への不法侵入防止、施錠管理等の管理保全
- (8)通信体制の確立と通信手段の確保
- (9)雑踏警備
- (10)事前警戒・警備
- (11)迷子・遺失物等の対応
- (12)その他必要な自主警備業務

第2章 競技会場における活動

(実施期日および実施場所)

第4条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	開催場所
青の煌めきあおもり国スポ 軟式野球競技会	令和8年10月11日(日) 12日(月) 13日(火)	【競技会場名】 ・六戸町総合運動公園 および周辺 ・その他関係施設

(組織および任務)

第5条 実施本部は、自主警備業務に万全を期するため、「六戸町警備・消防本部」および「六戸町警備・消防現地本部」を設置し、別表第1および別表第2のとおり本部員(六戸町職員および六戸町実行委員会事務局職員をいう。)および警戒員(競技会補助員、ボランティアスタッフおよび委託警備会社業務員をいう。)に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

(関係機関との連携)

第6条 警備・消防本部は、自主警備業務を円滑に実施するため、自主警備関係機関と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第7条 警備・消防本部は、自主警備関係機関および実施本部各班と連携し、次のとおり自主警備業務を行う。

(1) 事前警戒・警備

仮設物の転倒、損壊等の点検・警戒、不審者の会場内への侵入防止および不審物件の発見等のための警戒・警備

(2) 交通誘導整理

ア 国スポ関係車両に対する指定駐車場までの案内・誘導

イ 駐車許可証不携帯車両に対する事実確認および再発行

ウ 国スポ車両専用駐車場への一般車両の進入防止および通行規制場所における迂回路の指示

エ 交通渋滞および交通事故の原因となる駐車車両発見時における運転手に対する移動要請並びに要請に応じない場合および運転手不在の場合の警察官への車両排除要請

オ 会場直近の交差点等における歩行者の安全確保を目的とした交通誘導整理

(3) 会場内外通行管理

ア 来場者種別に応じた動線案内・通行誘導

イ 国スポ参加者以外の一般通行者に対する立入制限の告知および迂回路の教示

ウ 会場内に物資・資器材等を搬入する車両、人員の確認および歩行者との接触事故を防止するための通路の確保

エ ADカード、入場券等の通行管理レベル識別証(以下「ADカード等」という。)のレベルに応じた通行適否の確認および区分に応じた入場者の整理

(4) 雑踏警備

ア バス発着場、おもてなし広場、各入場口等、人の滞留・混雑が予想される場所における警戒、広報、誘導

イ 階段、勾配等により転倒事故が予想される危険箇所における警戒および資器材を活用した注意喚起

ウ 各入場口、手荷物検査所等、群衆密度が高くなる場所における警戒および所要時間の告知による焦燥感の軽減

エ 駆け足、転倒、通路上での立ち止まり等、危険要因排除のための案内、広報および誘導

オ 競技会終了後における駆け足や押し合い等による転倒等の事故防止のための危険場所における警戒および動線別の案内、誘導

カ 来場者が過密となり事故等の発生のおそれがある場合に来場者の分断、進入規

制、迂回措置等の状況に応じた適切な措置による来場者の圧力緩和

(5)会場入退場者管理

ア ADカード等確認場所におけるADカード等の所持の確認と不所持者の排除

イ 手荷物検査所における入場整理、広報および妨害行為企図者等に対する警戒並びに持込禁止物の発見

ウ 途中退場者に対する手荷物再検査の告知および再入場時における再検査の徹底

エ 会場内および各入場口におけるADカード等の確認と不正入場者の発見、排除

オ 入退場者数の時間毎の確認と会場内来会者数の管理

(6)不審者、不審物件等に対する警戒

ア 巡視活動等による不審者、不審物件に対する警戒および認知又は発見時における警備・消防本部への速報と適切な初期対応

イ 妨害行為企図者等に関する情報収集および認知又は発見時における警備・消防本部への速報と適切な初期対応

(7)その他

その他必要な自主警備業務

(事件・事故発生時における活動)

第8条 警備・消防本部は、事件・事故、妨害行為等(以下「事案等」という。)の発生情報入手した場合は、事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧、被害の拡大防止を図るため、自主警備関係機関と協力し、次の活動を行う。

(1)通報連絡

ア 事案等の発生を認知又は発見した警戒員は、事実確認に努めるとともに、警備・消防本部へ概要を通報する。

イ 通報を受けた警備・消防本部は、当該事案等の事実確認、状況把握に努めるとともに、自主警備関係機関に通報、連絡を行う。

(2)初期対応

ア 警備・消防本部における措置

(ア)事案等の情報収集を行い、正確な状況把握に努め、事案等の内容に応じた的確な指示を現場に急行した本部員および警戒員に与えるとともに、状況に応じて自主警備関係機関への出動要請を行う。

(イ)事案等の状況により、本部員および警戒員に、自主警備関係機関が行う活動への支援や周辺における雑踏整理等を指示し、現場における早期鎮圧と収拾に協力する。

(ウ)情報分析を的確に行い、事案等の拡大の見通しや社会的反響等を総合的に判断し、実施本部および自主警備関係機関との連絡を図り、事案等の早期鎮圧と収拾に必要な措置を講じる。

イ 現場における措置

(ア)国スポ参加者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次被害が発生することのないよう安全性を確認したうえで、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。

(イ)可能な限り事案等関係者(加害者、被害者、行為者、目撃者等)の確保に努める。なお、確保が困難である場合は、事後対策のために事案等関係者の人相等の特徴および事案等の概要を記録する。

(ウ)自主警備関係機関が行う現場活動に協力し、現場周辺の雑踏整理等を行う。

(エ)本部員および警戒員は、事案等発生に伴う来場者の動静把握に努め、特異動向

が認められる場合は警備・消防本部への連絡を行う。
(オ)現場に通じる緊急車両通路の確保に努め、現場への誘導を行う。
(カ)その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(爆破等予告に対する対応)

第9条 警備・消防本部は、爆破等の予告および情報を入手した場合は、自主警備関係機関に速報するとともに、協力して不審者および不審物件の発見に努める。この際、国スポ参加者の混乱等防止に配慮する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策)

第10条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(記録)

第11条 警備・消防本部は、自主警備活動状況の把握、発生した事案等の内容および講じた措置等について、自主警備業務記録(様式第1号)、事件・事故等発生状況報告書(様式第2号)および通信記録(様式第3号)により記録する。

(通信連絡)

第12条 警備・消防本部および自主警備関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

(地形、地物等の把握)

第13条 警備・消防本部は、効果的な警戒・警備活動および迅速な現場急行が出来るよう、実地踏査により、会場内外の通路、既存施設、構造、非常口および避難場所等の把握に努めるとともに、通常時における仮設物の設置状況等の実態把握にも努める。

第3章 教育・訓練

(教育・訓練の実施)

第14条 実施本部は、競技会等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、国スポ開催前の適切な時期に、業務に関する教育および事前訓練を実施する。

(教育・訓練内容)

第15条 自主警備に関する教育・訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 国スポにおける自主警備に関すること。
- (2) 自主警備関係機関との連携に関すること。
- (3) 避難誘導、避難経路に関すること。
- (4) その他国スポの自主警備に係る必要な事項に関すること。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については、実施本部長が別に定める。

別表第1(第5条関係)
六戸町警備・消防本部編制表

編 制	任 務 区 分
<p>本部長 (総務班長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主警備・消防防災業務の総括・管理 ○ 実施本部各部との調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関(※1)との調整 ○ 臨時消防防災組織(※2)の指揮、運用 ○ その他重大な事案対応 ○ 本部員の管理(教育・訓練含む)
<p>本部員 (警備・消防係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主警備・消防防災業務の管理 ○ 警備・消防現地本部の管理 ○ 業務員の管理(教育・訓練含む) ○ 自主警備・消防防災関係機関との調整 ○ 持込禁止物・禁止行為等の指定 ○ 金属探知器検査・手荷物検査場所(入場口)の設置 ○ 持込禁止物一時預かり所・飲料移し替え所の設置 ○ 消防署に対する配置・配備依頼 ○ 施設防火管理者との非常放送に関する協議 ○ 実施本部各班および自主警備・消防防災関係機関との連絡調整 ○ その他必要な業務

※1 自主警備・消防防災関係機関とは警察、消防、県防災担当部局、自衛消防組織(施設管理者)、医療機関、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

別表第 2(第5条関係)

六戸町警備・消防現地本部編制表

編 制	任 務 区 分
<p>現地本部長 (警備・消防係長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 軟式野球競技会等自主警備・消防防災業務の総括・管理 ○ 実施本部各部との調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関(※1)との調整 ○ 臨時消防防災組織(※2)の指揮、運用
<p>本 部 員 ・ 警 戒 員</p> <p>警備消防係 (警備・消防係員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者および不審物件の発見時における速報と適切な初期対応 ○ 救急・救助、救護活動 ○ 関係者以外の立入禁止区域への侵入防止 ○ 避難通路の確保および避難誘導 ○ 実施本部各班および自主警備・消防防災関係機関との連絡調整 ○ 人の混雑が予想される場所又は、来場者が過密となり事故発生のおそれがある場合における事故防止のための雑踏警備 ○ 各種事件事故および火災等発生時の初期対応と現場活動 <ul style="list-style-type: none"> ・事案等の早期鎮圧活動、初期消火活動 ・被害の拡大防止および二次被害の防止 ・負傷者等の救護活動と事案等関係者の確保 ・自主警備・消防防災関係機関が行う現場活動への支援・協力および現場周辺の雑踏警備 ○ 火災等の警戒および消防用設備の点検・確認 ○ 大規模災害等発生時の対応業務と実施本部各班との連絡調整 ○ 気象情報、火災・災害情報等の収集活動と実施本部各班への伝達 ○ 会場周辺および会場内における交通誘導整理 ○ 会場周辺における交通状況および輸送状況の把握 ○ 委託警備会社への指示と活動状況の把握 ○ その他必要な業務 ○ 金属探知器検査、手荷物検査場所における持込禁止物の発見 ○ 途中退場者の再入場時における手荷物再検査の徹底 ○ 入退場者数、式典会場内来会者数および会場定員の管理 ○ 入場口等の混雑状況の把握 ○ その他必要な業務

※1 自主警備・消防防災関係機関とは警察、消防、県防災担当部局、自衛消防組織(施設管理者)、医療機関、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

様式第1号（第11条関係）

青の煌めきあおもり国スポ六戸町自主警備業務記録

実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
記録者氏名			
事件・事故等 発生内容	1	発生日時	時 分頃
		発生場所	
		事案内容	
		措 置	事件・事故等発生状況報告書作成 有 ・ 無 (報告者: 警備区:)
	2	発生日時	時 分頃
		発生場所	
		事案内容	
		措 置	事件・事故等発生状況報告書作成 有 ・ 無 (報告者: 警備区:)
	3	発生日時	時 分頃
		発生場所	
		事案内容	
		措 置	事件・事故等発生状況報告書作成 有 ・ 無 (報告者: 警備区:)
備 考			

事件・事故等発生状況報告書

事案種別	雑踏事故 妨害事案 暴力事案 盗犯事案 その他()
認知日時	年 月 日 () 時 分
認知方法等	[通報者] 実施本部員・ボランティア・大会参加者・警備員・自主警備関係機関() [認知状況] 現認・その他(口頭・有線・携帯・無線)
発生日時	年 月 日 () 時 分
発生場所	
事 案 等 の 概 要	
関係者人定事項 (甲)	住所 職業 氏名 年齢 歳 (男・女) 電話番号
関係者人定事項 (乙)	住所 職業 氏名 年齢 歳 (男・女) 電話番号
事案等概要	
被害金品等	
措 置	
	現場臨場者 役職・氏名
通報者人定事項	住所 職業 氏名 年齢 歳 (男・女) 電話番号
備 考	
報告年月日 報 告 者	年 月 日 係名: 氏名:

※1 事案等関係者が3名以上いるなど記入欄が不足する場合は、備考欄又は別紙(様式自由)に記載して報告すること。

※2 記載に当たっては、事案の推移、措置等の時系列を明らかにして報告すること。

